

八戸自動車道
八戸西スマート I C 土質調査

特 記 仕 様 書

令和8年10月

東日本高速道路株式会社 東北支社
八 戸 管 理 事 務 所

目 次

第1章 総則

1－1	調査等概要	1
1－2	適用する共通仕様書	1
1－3	テクリスへの登録	1
1－4	履行期間	2
1－5	資料の貸与	3
1－6	受注者相互の協力	3
1－7	関連施設その他との関係	4
1－8	計画工程表	4
1－9	調査等打合簿の作成及び提出について	5
1－10	成果品	5
1－11	三者協議会について	5
1－12	保安に関する事項	6
1－13	クマ対策にかかる費用	7
1－14	熱中症対策に係る費用	7
1－15	猛暑期間を考慮した工期及び作業時間帯 の設定（変更）について	7

第2章 業務細部に関する事項

2－1	業務の概要	9
2－2	調査ボーリング	9
2－3	現場内運搬	10
2－4	足場仮設	10
2－5	調査場所への進入方法	10
2－6	土質地質調査 交通費・宿泊費	10
2－7	地層地質横断図の作成範囲	10
2－8	沈下解析	11
2－9	技術業務 設計打合せ	11
2－10	技術業務 交通費・宿泊費	11
2－11	国土地盤情報データベース検定	11

第3章 補足事項

3－1	設計図書の変更及び追加について	12
3－2	調査等打合せ簿への概略業務量の提示	12
3－3	遠隔立会	12

添付資料

- ・様式－1 計画工程表（土質調査業務）
- ・様式－2 履行期間通知書

第1章 総 則

1-1 調査等概要

- | | | | |
|-------|------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 1-1-1 | 調査等名 | 八戸自動車道 八戸西スマート I C 土質調査 | |
| 1-1-2 | 道 路 名 | 八戸自動車道・青森線 | |
| 1-1-3 | 履行箇所 | (自) 青森県八戸市大字根城
(至) 青森県八戸市大字市川町 | (八戸 J C T)
(八戸北 I C) |
| 1-1-4 | 主な履行内容 | | |
| | 調査ボーリング | オールコアリング | 4 2 m |
| | 調査ボーリング | ノンコアリング | 2 5 m |
| | サンプリング固定式 | | 1 本 |
| | 標準貫入試験 | | 4 2 回 |
| | 土質試験 | | 1 式 |
| | 調査総合解析 (B) | | 1 箇所 |
| | 地層地質横断図 | | 1 断面 |
| | 沈下解析 | | 1 断面 |
| | 調査ボーリング解析 | | 4 2 m |

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、

監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。

なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式－2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 300 日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 90 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 及び 3-2-2 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
管理用平面図 (1:1000)	—	契約締結後速やかに	電子成果品
報告書	令和4年度 八戸管理事務所 管内 軟弱地盤追跡調査業務	契約締結後速やかに	電子成果品
土質地質調査報告書	平成26年度 八戸自動車道 八戸西スマートインターチェンジ土質調査	契約締結後速やかに	電子成果品
八戸管内施設管理用 図面（施設諸設備）	—	契約締結後速やかに	電子成果品

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く。

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は別途監督員より通知する。

件名	予定工期	受注者	発注機関	備考
保全工事業務等の実施に関わる年度協定 ・道路保全工事業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	(株)ネクスコ・メンテナンス東北	東日本高速道路(株)	交通規制の相乗り
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務		(株)ネクスコ・エンジニアリング東北		
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・通信施設保全工事業務 ・管理施設保全工事業務		(株)ネクスコ東日本エンジニアリング		

1-7 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-1-6 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本調査に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 電力、通信施設関係

位 置	路線・施設名	管理者名	摘 要
八戸自動車道・青森線 上下線 本線路肩部、 ランプ部 636.124kp～636.624kp	光・メタル通信・ 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	埋設

(2) その他

受注者は、上記以外の本調査に係る施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

1-8 計画工程表

1-8-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-1-4-1 「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表(様式-1)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1-5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期及び共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種 別	項 目
土質地質調査	調査ボーリング
	標準貫入試験
	土質試験
	調査総合解析・調査ボーリング解析および沈下解析
	地層地質横断図
	調査報告書の作成

1-8-2 作業計画書の提出

共通仕様書 1-1-4-1 「作業計画書の提出」に規定する作業計画書への記載を要する事項に、以下を追加する。

(1) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1-8-3 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第1-4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-1-4-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書1-2-2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後7日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-10 成果品

共通仕様書1-4-5-1「成果品」によらず下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね30日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1-11 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者との間で協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1-12 保安に関する事項

1-12-1 土質地質調査用車両の区別

受注者は土質地質調査に使用する車両と一般車両を区別するため、以下に示す土質地質調査用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。

なお、標示内容の変更を監督員が指示した場、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

《土質地質調査用車両標示板参考図》

ハ戸自動車道 ハ戸西スマート IC 土質調査 調査用車両 受注者名 (□□)

材質：耐水合板、強化プラスチック、布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置は車両の安全性を損なわず、かつ、識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1-12-2 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

(1) 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の調査の履行にあたっては、東日本高速道路(株)、KDDI(株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、調査の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。

2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。

3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、管理技術者と兼ねることができるものとする。

1-12-3 保安に関する費用

本特記仕様書1-12-1「土質地質調査用車両の区別」、1-12-2「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」（試掘に関する費用は除く）、に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1-13 クマ対策に係る費用

1-13-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-13-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-13-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

1-14 熱中症対策に係る費用

1-14-1 定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

1-14-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1－14－3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

1－15 猛暑期間を考慮した工期及び作業時間帯の設定（変更）について

猛暑（熱中症）対策として受注者が作業を中止した日数については、調査等請負契約書第23条に基づき履行期間の変更対象とする。

この場合、受注者は作業中止を含む作業計画書を提出し、当該中止が履行期間に影響を及ぼす場合に限り監督員と協議できるものとする。なお、請負代金額は変更しない。

また、猛暑時間帯の作業回避に伴う早朝・夜間作業については、必要に応じて作業時間帯を監督員と協議するものとし、これによる請負代金額の変更は行わない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の概要

本業務は、本特記仕様書1-1-3「履行箇所」に示す対象区間について、盛土のり面の対策工を検討するために調査ボーリング、標準貫入試験、土質試験及び試験結果の解析を行うものである。

2-2 調査ボーリング

2-2-1 調査ボーリング箇所

調査ボーリングは下表及び参考図に示す箇所で行うものとするが、ボーリング箇所の見直しが必要であると判断した場合は監督員にこれを報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

対象ボーリング番号	孔径	摘要
BR8-1	φ66mm	標準貫入試験孔
BR8-2		
BR8-3		
BR8-2(S)	φ86mm	サンプリング孔

2-2-2 調査ボーリング区分

調査ボーリング区分は、下表のとおりとする。

種別・規格		単位	数量	コア種別	せん孔深度	せん孔方向
φ66mm	粘性土・シルト	m	9.0	オールコア	50m以下	鉛直下方
	砂・砂質土	m	3.0	オールコア	50m以下	鉛直下方
	礫混じり土砂	m	30.0	オールコア	50m以下	鉛直下方
φ86mm	粘性土・シルト	m	6.0	1/2コア	50m以下	鉛直下方
	砂・砂質土	m	1.0	1/2コア	50m以下	鉛直下方
	礫混じり土砂	m	18.0	1/2コア	50m以下	鉛直下方

2-2-3 調査孔閉塞

調査ボーリング終了後、すべてのボーリング孔を粘土等で閉塞するものとする。

2-2-4 給水

調査ボーリングにおける掘削は有水ボーリングで行うため、給水（給水車両を使用）をしながら行うものとする。

2-2-5 調査ボーリングの打ち止め位置

調査ボーリングの打ち止め位置は、監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-3 現場内運搬

(1) 現場内小運搬

現場内小運搬の種別及び数量は、次のとおりとする。

種別	箇所数	対象ボーリング番号	運搬距離	備考
クローラ	1	B R 8 - 1	20m	資機材搬入地点～B R 8 - 1 B R 8 - 1～資機材搬出地点
	1	B R 8 - 2 及び B R 8 - 2 (S)	25m	資機材搬入地点～B R 8 - 2
	1	B R 8 - 3	75m	B R 8 - 2～B R 8 - 3 B R 8 - 3～資機材搬出地点

2-4 足場仮設

足場仮設の区分は次のとおりとする。

種別・規格	箇所数	対象ボーリング番号
平坦足場 高さ 0.3m以下	1	B R 8 - 3
傾斜地足場 15° ～30°	1	B R 8 - 2 及び B R 8 - 2 (S)
傾斜地足場 30° ～45°	1	B R 8 - 1

2-5 調査場所への進入方法

調査場所への進入方法は以下の通りとする。なお、交通規制への相乗りについては発注者にて調整を行うものとし、受注者はその指示に従うものとする。

対象ボーリング番号	進入方法
B R 8 - 1	交通規制への相乗り
B R 8 - 2 及び B R 8 - 2 (S)	既設の Gr 開口部より進入可能
B R 8 - 3	

2-6 土質地質調査 交通費・宿泊費

土質地質調査 交通費・宿泊費には土質調査の現場作業に従事する労務員すべての交通費・宿泊費を含むものとする。ただし、現場作業の数量に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2-7 地層地質横断図の作成範囲

地層地質横断図については本特記仕様書 1-5 に示す過去の土質地質調査報告書と本業務の調査結果をもとに、参考図に示す A-A' 断面にて作成するものとする。

2-8 沈下解析

沈下解析とは、共通仕様書 3-4-6 によるものとする。

2-9 技術業務 設計打合せ

技術業務 設計打合せの打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め 4 回とし、打合せの検測数量は 1 式とする。

監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱い は監督員と受注者 とで協議し定めるものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社八戸管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及び Web 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者 とで協議し定めるものとする。

2-10 技術業務 交通費・宿泊費

技術業務 交通費・宿泊費とは、設計打合せに要する交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については別途監督員と受注者 とで協議し定めるものとする。

2-11 国土地盤情報データベース検定

共通仕様書 3-1-9 「国土地盤情報データベース検定」に示す国土地盤情報データベース検定は、調査ボーリング 1 本当たりの検定費用を 2,000 円（ボーリング責任者が地質調査技士の資格を有する場合に限る。）とする。なお、調査ボーリングの数量は 4 本とし、ボーリング本数の増減及び資格区分の相違に伴う請負代金額の変更は、監督員と受注者 とで協議し定めるものとする。

また、共通仕様書 3-1-9 「国土地盤情報データベース検定」に示す、登録するボーリングデータの公開区分を下表に示す。

対象ボーリング番号	公開区分	備考
BR 8-1	非公開	
BR 8-2、BR 8-2（S）	非公開	
BR 8-3	非公開	

第3章 補足事項

3-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関連機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(1) 埋設物調査により、埋設物調査に伴う試掘工を追加する場合がある。

3-2 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

(1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師B換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。
なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

(2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

3-3 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領(令和5年10月 東日本高速道路株式会社)に基づき、共通仕様書1-23「検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

様式－2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 八戸自動車道 八戸西スマート I C 土質調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)